平成２９年（フ）第１０８３号
さいたま市見沼区大字小深作355番地13
破産者　増田　恭一
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８４号
さいたま市見沼区大字小深作355番地13
破産者　増田真理子
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
福井県丹生郡越前町道口第４号18番地
破産者　第23錦生丸こと　山崎　博行
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
福井県鯖江市つつじヶ丘町２番10号
破産者　青柳　達明
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７５号
神戸市西区玉津町高津橋535番地の31、開始決定時の住所神戸市西区玉津町水谷26番地の４
破産者　麻野　正利
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
島根県益田市下本郷町915番地16
破産者　矢坂　靖子
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第２８号
宮城県柴田郡柴田町東船迫２丁目８番地11
カーサ・フィオーレⅡ103号
破産者　齋藤　幸裕
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第１２１号
茨城県水戸市有賀町1432番地の５
破産者　畠井　耕造
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２１１２号
神奈川県藤沢市藤沢626番地の２　ドメイン藤沢1201号室
破産者　石黒慎太郎
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５５号
川崎市多摩区宿河原２丁目32番１－202号、前住所川崎市多摩区登戸2662番地１　プラザ向ヶ丘遊園　404
破産者　屋比久武人
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４８９号
さいたま市南区大字太田窪2822番地、前住所川崎市高津区末長２丁目４番10－505号　セブンフォレストヒルメイプルコート
破産者　藤原　和彦
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９０号
埼玉県さいたま市南区大字太田窪2822番地、前住所川崎市高津区末長２丁目４番10－505号　セブンフォレストヒルメイプルコート
破産者　藤原真由美
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９０号
石川県かほく市外日角口８番地１　ルーチェⅡ202号、従前の住所埼玉県大里郡寄居町大字藤田71番地
破産者　今枝　敏徳（旧姓下田）
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６６号
岐阜市鏡島南１丁目５番24号
破産者　上松　広之
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２６２号
岐阜県美濃市松森1608番地８　市営松森住宅４号棟278号室
破産者　山下　弘之
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３２８号
静岡市駿河区石田１丁目４番33－604号、旧住所静岡市駿河区中野新田298番地の２
破産者　中條　祐吳
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４３号
静岡県沼津市北高島町３番３号
破産者　鈴木　俊一
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
静岡県浜松市南区河輪町319番地
破産者　眞野　敬司
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係